

第4章 雑則（第36条～第44条）

第36条（常時監視）

第36条 知事は、地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況を常時監視しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。

【趣旨】

○ 本条は、知事に対して、地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況の監視を常時行うべきことを義務づけたものである。

常時監視については、地下水質保全条例にのみ規定があったものであるが、平成12年度改正で地下水条例と地下水質保全条例を一本化した際に、地下水の水質のみでなく、水量の監視も併せて規定することとし、現在の規定となっている。

【説明】

(1) 第1項の「常時監視しなければならない」とは、地下水の水質及び水量の監視義務が常に知事に帰属することを観念的に示したものであり、実際の監視行為を一刻の切れ目もなく連続的に行うことまでも要求するものではない。

「監視」とは、地下水の水質や水量、公共用水域の水質の実態を把握することであり、必ずしも自ら測定を行う必要はなく、他人の行った測定結果を利用することによって行っても差し支えない。

(2) 地下水の水質だけでなく、「公共用水域の水質」の監視も義務づけているのは、河川や湖沼等公共用水域の水は、地下浸透により地下水の水質に影響を及ぼすなど関連することからである。

(3) 第2項で、井戸の設置者に対する「協力」の規定を置いているのは、地下水の水質や水量の測定の実施に当たっては、既存の井戸を用いて実施することが現実的であるため、民有の井戸について設置者の協力を得て実施することが必要となることからである。あくまでも協力を依頼するものであり、強制力を有するものではない。

第37条（公表）

第37条 知事は、前条第1項の監視の結果の状況を速やかに公表しなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、第36条の規定に基づいて知事が行った地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況の監視の結果を県民に公表するための規定であり、この公表によって、県民は、地下水の水質、水量等の状況を把握できるものである。

【説明】

「公表」とは、県民が知り得る状態にすることである。公表の方法は問わないが、実際には、地下水及び公共用水域の水質の測定結果や地下水の水位の観測結果を県ホームページで公表している。

なお、地下水の水質の測定は、井戸の設置者の協力を得て実施されることが多いため、測定結果の公表に当たっては、その後の調査に支障をきたすこととならないよう井戸の設置者に対して測定結果の公表についてあらかじめ了解を得る等の配慮が必要である。また、汚染井戸の所有者が汚染原因者とは限らないことから、地下水の汚染状態が把握できる範囲で関係者の正当な利益の保護との関連も考慮し、適切な方法で行うことが必要である。

第38条（報告及び検査）

第38条 知事は、第2章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、対象化学物質の使用の方法、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場に立ち入り、施設、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項において同じ。）その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

- 第2章に定められた地下浸透防止等のための措置を適正かつ効率的に運用していくためには、本条例の規制対象となる工場、事業場等について、本条例に規定された権限を行使するために必要な資料を得ることができなければならない。本条は、このために必要な報告徴収及び立入検査について規定したものである。

【説明】

(1) 第1項の「規則で定めるところにより」及び「その他必要な事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（報告及び検査）

第18条の4 知事は、条例第38条第1項の規定により、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 対象化学物質の使用の方法
- (2) 汚水等の処理の方法
- (3) 対象施設の種類及び構造並びに使用の方法
- (4) 地下浸透水の浸透の方法
- (5) 排出水の汚染状態及び量
- (6) 井戸水の汚染状態
- (7) 用水及び排水の系統

2 知事は、条例第38条第1項の規定により、その職員に、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 対象施設及びその関連施設
- (2) 汚水等の処理施設及びその関連施設
- (3) 関係帳簿書類
- (4) 地下浸透水
- (5) 排出水
- (6) 井戸水

(2) 第1項の規定により報告を求められた者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第48条第3号）。

(3) 第2項の「身分を示す証明書」については、規則第19条に（立入検査の身分証明書）として、具体的に規定されている。

(4) 第3項の「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」は、立入検査の権限は、「第2章の規定の施行に必要な限度において」認められている（第38条第1項）ものであるから、この規定は、確認的に規定したいわゆる入念規定である。犯罪捜査のための立入検査は、「権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ」（憲法第35条）ものとされている。

第 39 条

第 39 条 知事は、第 3 章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地下水を採取する者及び開発行為者に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場その他必要な場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による報告及び検査について準用する。

【趣旨】

- 第 3 章に規定された地下水の水量の保全のための措置を適正かつ効率的に運用していくためには、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養について、本条例に規定された権限を行使するために必要な資料を得ることができなければならない。本条は、このために必要な報告徴収及び立入検査について規定したものである。

【説明】

- (1) 第 1 項で、報告を求め、又は立入検査を行う相手方は、「地下水を採取する者及び開発行為者」である。市町村等からの情報により未届又は未許可での地下水採取が発見されたような場合には、本条に基づき報告を求め、場合によっては立入検査を行う必要がある。

なお、本項の報告又は立入検査は第 25 条の 3 の規定による地下水採取の許可や第 26 条の規定による地下水採取の届出の対象となっていない地下水採取者にも適用される。

- (2) 第 1 項の「規則で定めるところにより」及び「その他必要な事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第18条の5 知事は、条例第39条第1項の規定により、地下水を採取する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の状況
- (3) 地下水の採取量の測定方法
- (4) 地下水の合理的な使用の措置の状況
- (5) 地下水の涵養の措置の状況

2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、地下水を採取する者の事業場及び事業に関連する土地に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸及びこれらの関連施設
- (2) 地下水の合理的な使用を行う施設
- (3) 地下水の涵養を行う施設
- (4) 関係帳簿書類

第18条の6 知事は、条例第39条第1項の規定により、開発行為者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 水利用に関する計画の実施の状況
- (3) 地下水涵養に関する計画の実施の状況

2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、開発行為者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 地下水の涵養を行う施設
- (2) 関係帳簿書類

- (3) 第1項の規定により立入検査をする職員が、身分証明書の携帯義務を有すること、及び第1項の立入検査の権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことについては、第38条と同様である。
- (4) 第1項の規定により報告を求められた者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第5号）。

第40条（土地の立入り）

- 第40条 知事は、この条例を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の5日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 県は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合においては、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。
- 7 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

【趣旨】

- 本条は、地下水保全に関する県の常時監視又は汚染等の原因究明等のための土地の立入りについて規定したものである。

【説明】

- (1) 対象事業場、貯油事業場、揚水設備等を設置する事業所については、必要があれば第38条及び第39条に基づき、立入検査を実施することができるが、本条例で直接規制の対象としている工場・事業場等以外であっても、地下水の水質及び水量の保全の観点から土地に立ち入り、測定等を実施する必要がある場合もあることから、土地の立入りについて規定したものである。
- (2) 第5項の「身分を示す証明書」については、規則第19条に（立入検査の身分証明書）として、具体的に規定されている。
- (3) 第7項の規定に違反して、第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第6号）。

第41条（援助）

- 第41条 県は、地下水の保全に係る施設の整備又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
- 2 前項の援助に当たっては、中小企業者に対し、特に配慮するものとする。
- 3 県は、市町村が行う地下水の汚染の防止に係る対策等に関し、技術的な助言に努めるものとする。

【説明】

- (1) 地下水汚染の未然防止等を図るためには、地下浸透防止のための規制措置と並行して事業者が行う作業工程の整備改善や汚水処理施設等の設置、改善に対し強力な援助が重

要である。また、これらの設備の整備には、多額の投資を要するものも少なくなく、特に中小企業においては、汚水処理施設等の整備の必要性は認めながらも、自力で完備するだけの経済的な力を持たない者も多い。また、業種によっては、汚水処理等に高度の技術を必要とするものも少なくない。

このような事実に鑑み、本条は、県が汚水処理施設等の整備を促進するため必要な資金のあっせん等の援助に努めるべきことを規定している。

- (2) 市町村が行う具体的な地下水の汚染防止対策としては、地下水質の監視調査、汚染が発生した場合の原因究明のための調査、汚染原因物質の除去等が考えられ、第3項で、県は、これらに対する技術的な助言に努めることを規定している。

第42条（研究の推進等）

第42条 県は、地下水の保全に関する調査研究を積極的に推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、地下水保全に関する調査研究に対する県の責務を定めたものである。本県における地下水保全の重要性に鑑み、地下水の水質及び水量の保全に係る積極的な調査研究義務を定めている。

【説明】

「地下水の保全に関する調査研究」としては、地下水の流動や汚染の機構解明、汚染原因物質の除去対策、適切な地下水質の定期観測体制の整備、地下水に関連する各種技術情報の収集整備などが考えられる。

第43条（市町村条例との関係等）

第43条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。

3 知事は、地下水の保全上必要があるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができる。

【趣旨】

- 本条は、市町村が類似の条例を制定した場合の対応について、市町村条例との調整規定を定めるものである。
- 地下水は、水循環の一部として市町村の行政界を超えて広域的に流動しており、広域的な地方公共団体である県が地下水保全条例に基づき管理することが合理的である。

一方、各市町村が地域の地下水の特性・重要性に応じて条例等による措置を講じることを妨げるものではないことから、本条を設け、市町村条例の規定による施策の実施等により県条例の目的が達成できる場合には、当該市町村は本条例の適用を受けないこととする

ものである。

なお、その場合、県が、当該市町村に対し、必要な調査の実施や情報の提供その他の協力を求めることができることについても併せて規定することとした。

【説明】

(1) 第1項の「この条例の目的の全部又は一部を達成することができる」かどうかは、

- ・当該市町村条例による規制の目的が本条例と同じであるか
- ・当該市町村条例による規制の内容が本条例と同等以上であるか
- ・規制の実効性を確保するための措置（助言・指導、命令、罰則等）が本条例と同等以上に講じられているか

という観点で検討を行う必要があると考える。

(2) 第1項の規定により、本条例の規定を適用しないこととする市町村及び当該市町村において適用しないこととする規定は、規則で定めることとしているが、これに該当する規則の定めは現時点では行っていない。

第44条（規則への委任）

第44条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則（第45条～第50条）

第45条

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第21条第3項、第21条の4第2項、第31条の2第2項又は第31条の3第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の規定に違反して知事の許可を受けずに地下水を採取した者

【説明】

- (1) 本条第1号は、地下水の水質保全に係る命令のうち、
 - ①対象化学物質の使用管理計画の変更命令等（第11条第1項）
 - ②対象化学物質の使用法、対象施設の構造、汚水等の処理の方法の改善命令等（第18条第1項又は第2項）
 - ③開発行為に伴う有害物質の地下浸透のおそれがある場合の施設の構造、汚水等の処理の方法の改善命令（第21条の4第2項）
 - ④対象事業場、貯油施設等から対象化学物質や油を含む水が地下に浸透した場合の水質浄化に係る措置命令（第21条第3項）及び水量保全に係る命令のうち、
 - ⑤地下水採取の許可を受けた者が許可基準に適合しなくなったとき又は許可の条件に違反したときに係る措置命令（第31条の2第2項）
 - ⑥地下水の水量保全に係る緊急時の措置命令（第31条の3第1項）に違反した者に対する罰則として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。
- (2) 第2号は、無許可で地下水を採取した者又は許可を受けた事項のうち軽微でないものを変更するときに変更の許可を受けずに地下水を採取した者に対する罰則として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。
- (3) 平成23年度改正で新たに地下水採取に係る措置命令や地下水採取の許可制等を規定したことに伴い、本条に、措置命令に違反した者及び許可を受けずに地下水を採取した者に対する罰則を追加している。

第46条

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第20条第2項の命令に違反した者
- 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

【説明】

- (1) 本条第1項第1号は、特別排水基準に適合しない排出水の排出の制限（第17条第1項）に違反した者に対する罰則として、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（ただし、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）に処することを定めたものである。
- (2) 第1項第2号は、対象事業場における対象化学物質又は油の流出等の事故時の応急措置命令（第20条第2項）に違反した者に対する罰則として、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することを定めたものである。

第47条

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条又は第10条の規定による届出をせずに対象化学物質を業として使用した者
- (2) 第8条又は第10条の規定による届出に虚偽の記載をした者

【説明】

- (1) 本条は、対象化学物質の使用管理計画の届出義務（第8条）及びその変更届出義務（第10条）に違反した者並びに虚偽の届出をした者に対する罰則として、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することを定めたものである。
- (2) 罪の構成要件がより明確になるよう、平成23年度改正で条文の表現の見直しを行っている。

第47条の2

第47条の2 第30条第4項又は第35条の2第4項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

【説明】

本条例では、地下水の水量を正確に把握するために、一定規模を超える地下水採取者には水量測定器の設置を義務付けているが、その実効性を確保するため、平成23年度改正で、正当な理由がなく水量測定器を設置しない者に対して勧告を行い、勧告に従わないときは設置命令を出すことができることとした（第30条）。

また、地下水の水量の保全のためには、地下水の涵養を促進することが重要であることから、地下水採取の許可対象者に地下水涵養計画の作成を義務づけ、その実施状況が不十分な者に対する勧告、公表及び措置命令の規定を設けた（第35条の2）。

本条は、これらの命令違反に対する罰則を設け、違反者は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。

第47条の3

第47条の3 第19条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

【説明】

水質汚濁防止法では、一部の事業者で同法に定める排水基準超過があった場合の排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生したことから、排出水の汚染状態等の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して30万円以下の罰金とする規定が追加された（平成23年（2011年）4月改正水質汚濁防止法施行）。

本条は、こうした水質汚濁防止法の動向を踏まえ、自主検査の未記録、虚偽記録、記録の未保存（第19条第1項違反）に対し罰則を設け、違反者は20万円以下の罰金に処することを定めたものである。

第48条

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者
- (3) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【説明】

本条は、

- ①これまで対象化学物質に指定されていなかった物質が新たに対象化学物質として指定されたときに、既に当該物質を使用している者が、使用管理計画の届出と同様の事項の届出を行う義務（第9条）に違反したとき又は虚偽の届出を行ったとき
 - ②第12条第1項で、対象化学物質の使用管理計画の届出又はその変更届出が受理されて60日経過するまでの間、事業者が当該物質の使用に係る工事等に着手することを制限しており、この制限に違反したとき
 - ③地下水の水質汚染に係る対象事業場等の設置者への報告の徴収に対する未報告又は虚偽の報告、立入検査の拒否等
- に対して、10万円以下の罰金に処することを定めたものである。

第49条

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせずに地下水を採取した者
- (2) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定による届出に虚偽の記載をした者
- (3) 第32条の4第1項又は第35条第1項の規定による計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者
- (4) 第29条第1項、第32条の4第3項又は第35条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 第40条第7項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

【説明】

(1) 本条は、

- ①地下水採取の届出義務に違反した者（本条第1号）
- ②地下水採取の届出について虚偽の記載をした者（第2号）
- ③地下水の水量保全に係る地下水採取者等への報告の徴収に対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者（第5号）
- ④土地の立入りを拒み、又は妨げた者（第6号）

に加え、平成23年度改正で、

- ⑤地下水使用合理化計画及び地下水涵養計画を提出しない者又は虚偽の記載をした者（第3号）
- ⑥地下水の採取量報告、地下水使用合理化計画及び地下水涵養計画の実施状況の報告を提出しない者又は虚偽の報告をした者（第4号）

に対する罰則を追加したものである。いずれも3万円以下の罰金に処することを定めている。

(2) 併せて、罪の構成要件がより明確になるよう、平成23年度改正で条文の表現の見直しを行っている（第1号及び第2号）。

第50条（両罰規則）

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前7条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【説明】

本条は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して改善命令や排水基準遵守義務等への違反行為をした場合に、当該行為者を罰するほか、その法人又は人も処罰する旨を定めたものである。